

マイクログリッド形成推進事業 公募要項

1 目的

2030 年カーボンハーフを見据え、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化が進む中、地域内での電気や熱などエネルギーの地産地消、効率的な利用の促進に加え、レジリエンス強化、地域活性化にも資するマイクログリッドの普及拡大を図ることは重要である。

本要項は、先進的な取組を含む、東京にふさわしいマイクログリッドの構築にかかるモデル事業を公募し、その成果を広く発信することで、地域での最適な再生可能エネルギーの面的な融通による分散型エネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）の実装を加速化させる事業（以下「本事業」という。）を、東京都（以下「都」という。）と共同で実施する事業者を公募するに当たり、必要な事項を定める。

2 本事業の概要

（1）本事業の名称

マイクログリッド形成推進事業

（2）実施期間

実施期間は、2（4）①に規定する協定の締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

（3）本事業の実施内容

実施事業者（5（3）①の通知により提案が採択された旨の通知を受けた事業者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事業を実施する。

① マイクログリッドの形成

以下のアからクまでの全ての要件を満たすマイクログリッドを東京都内に形成する。

なお、本事業及び本要項におけるマイクログリッドの考え方については、資源エネルギー庁「マイクログリッド構築のてびき（以下、「てびき」という。）」における「地域マイクログリッド（12 ページ）」の定義を参照すること（てびきの全ての項目を網羅していることを要さない）。この考え方については、別紙 1 にも記す。

また、本事業において都が経費を負担する設備等は、原則として実施事業者に帰属することとし、例外的に都及び実施事業者の双方に帰属させるものがある場合は、2（4）①に基づく協定締結時に、両者協議の上でこれを定める。

ア 地域内での電気や熱の地産地消やエネルギーの効率的な利用の促進に資するもの

イ レジリエンス強化に資するもの

ウ 地域活性化に資するもの

エ 東京におけるマイクログリッドとして、需給状況の見える化やマイクログリッドの普及啓発を進めるなど、都内での普及拡大に向けた先進事例となるもの

オ マイクログリッドとしての先進的な取組を含むもの（マイクログリッドに組み込むこと

に対する先進性を有していればよく、先進技術等であることを要さない)

カ 分散型エネルギーリソースを活用したエネルギーマネジメントを行うことにより、当該地域において再生可能エネルギーの最適な面的融通を行うもの（当該地域外からの再生可能エネルギーの調達・融通は制限しない）

キ 地域のまちづくり計画や都市計画などにより、事業実施場所や当該地域を含む自治体等における当該マイクログリッドの形成に係る合意形成がなされているもの

ク 既存建物や遊休地等を活用するなど、再エネ導入効果におけるポテンシャルの高い地域で構築されているもの（又は、交通利便性や事業所の集積などの、東京の立地を活かしたもの）

② マイクログリッドの形成に向けた事前調査・設計・設備導入・設備運転・運用等
次の（ア）から（オ）までを実施すること。

なお、各項目において、本事業に係る都の経費負担の対象とならないものについては、活用する他の補助事業等による別の定めがある場合を除き、本事業の実施期間前に開始していることを妨げない。

（ア） ①のための事前調査を行うこと。

なお、当該事前調査は、本事業の実施期間前に開始していることを妨げない。

また、都は、「南大沢地区における再エネ由来水素を活用した VPP モデル事業(令和 6 年度事業終了)」で得られた成果を実施事業者提供し、実施事業者は、マイクログリッドの形成に当たり本成果を参照し、マイクログリッド形成に当たっての参考とすること。

（イ） ①及び②（ア）を基に設計した設備等を導入すること。

また、導入に当たり、設備の設計、工事、工事管理業務、工事に関する手続き及びその関連業務を行うこと。

（ウ） 設置工事等マイクログリッドの構築に当たっては、関係法令等を遵守し安全確保や人道的見地からの配慮を適切に行うとともに、コンプライアンス確保に向けた十分な対応を行うこと。不測の事態が生じた場合は、都に対し速やかな報告を行うとともに、状況に応じて都の指示を仰ぎ、実施事業者の負担により速やかに事態への対応や状況改善等に努めること。

（エ） 設備及びマイクログリッドの運用に当たっては、エネルギー需給や有効活用、非常時のエネルギー確保、その他マイクログリッドの維持・運営等を含む計画を定め、必要に応じて関係者への周知を行うとともに、マイクログリッドを適切に運営すること。また、定期的に適切な保守管理を行うとともに、設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行うこと。

（オ） ①で形成したマイクログリッドの運営状況について、①ア～クの観点から検証し、都に報告すること。

③ 広報資料及び事業成果物の作成

(ア) 形成したマイクログリッド及び設置した設備の効果について、事業期間中の各年度終了後速やかに都のホームページにおいて公表する。当該ホームページでの公開に向け、効果検証の結果等を分かりやすくまとめた資料を作成し、都の了承を得ること。

また、事業期間中、本事業によるマイクログリッドであること及び都のマイクログリッドに関する取組のPRを行い、マイクログリッド形成に関する普及啓発に取り組むこと。

(イ) 2(3)①から③までを実施した結果（以下「事業成果物」という。）を、令和7年度以降、事業期間終了までの各年度事業分について、当該年度末を目途に都に対して報告・説明を行い、同年度の末日（3月31日）までに都に提出すること。

(ウ) 事業成果物に係るもののうち、本事業の普及啓発にかかる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、都との共同事業であることが明示されていることを条件に、原則として実施事業者に帰属する。

都及び実施事業者両者に帰属させるものがある場合は、2(4)①に基づく協定締結時に両者協議の上でこれを定める。

また、事業成果物は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開とする。

- a 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定するものをいう。）
- b 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの
- c その他、非公開とすべき特別な理由があり、都が認めたもの

(4) 本事業の進め方

① 協定の締結

本事業の実施に当たっては、都及び実施事業者の間で、実施期間、実施内容、方法、役割分担、費用負担等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

② 役割分担

都及び実施事業者は、次の役割分担により、相互に協力して事業を実施する。

都	実施事業者
(ア) 本事業の経費の一部負担	(ア) 本事業の事前調査及び設計
(イ) マイクログリッド形成に向けた都の 先行事業の成果の提供	(イ) 設置工事
(ウ) 本事業の広報及びPR	(ウ) 事業期間中の設備・マイクログリッド の運用
(エ) 本事業に関する助言	(エ) 設置した設備及びマイクログリッドの 効果検証
(オ) 本事業の円滑な運用への協力	

	(オ) 地元調整（周辺自治体等への地区計画・マスタープラン等への本事業の記載にかかる調整を含む。） (カ) 本事業の広報及び PR (キ) 本事業の経費の一部負担（都が負担するものを除く）
--	---

（５）事業費の支払等

- ① 都は、本事業の実施に要する経費のうち別表 1 に掲げる経費を負担する。

ただし、都、国又は他自治体等の補助事業等の活用により経費の一部補助がなされる取組・設備等については、当該補助事業等を最大限活用することとし、当該補助事業における補助対象経費となった経費については、本事業における都の負担経費の対象外とする。

なお、都は、上記補助金活用に当たり当該補助事業の採択・補助金交付額等の一切を確約しない。

- ② 都は、本事業の実施に要する経費について、事業実施期間中に設備単位で確認できた経費のみ、実施事業者に対し、協定で定める額の範囲内かつ③に掲げる都の予算額を上限として、当該年度に要した経費を適法な請求書を受理次第速やかに支払う。

- ③ 事業期間を通じた都の負担額の上限は 448,800,000 円とする。

なお、支出した経費に千円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

- ④ 選定に当たり、本事業を都と共同で実施する事業者の公募（以下「公募」という。）に応募する者（以下「応募者」という。）から提出される本事業の実施に要する経費の見込みが、上記の上限金額より低い場合は、当該見込みの金額で上限を設定することがある。

3 公募の概要

（１）提案

応募者は、2（３）に定める本事業の実施内容について提案すること。

（２）応募者の要件

公募に応募することができる者は、単独の民間企業又は複数の民間企業で構成されたグループであって、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

また、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものであること。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- カ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
- ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者
- ケ 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

（3）公募に係るスケジュール

- ア 公募要項等資料の公表 令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）
- イ 質問の受付 令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）から同年 7 月 8 日（火曜日）まで
- ウ 質問への回答 令和 7 年 7 月 10 日（木曜日）
- エ 提案書の提出 令和 7 年 7 月 11 日（金曜日）から同年 8 月 8 日（金曜日）午後 4 時まで
- オ 審査委員会実施及び結果通知 令和 7 年 8 月下旬（予定）
- カ 実施事業者との協定締結 令和 7 年 9 月下旬（予定）

4 応募手続等

（1）提出書類

応募者は、次の①から③までの書類を作成し、提出すること。

また、添付書類として、次の④から⑨までの書類を提出すること。グループで応募する場合は、全ての企業について④から⑨までの書類を提出すること。

なお、外国法人でこれらの書類を提出できない場合は、同様の内容が確認できる書類の提出をもって代えることができる。

- ① 様式 1 提案申請書
- ② 様式 2 提案書及び提案書概要版
- ③ 様式 2－1 提案するマイクログリッドの概要

（応募者が法人の場合）

- ④ 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）
- ⑤ 法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から 3 か月以内のものに限る。）
- ⑥ 定款又は寄付行為（写し）

⑦ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる計算書面（写し）

（応募者が個人の場合）

⑧ 事業者概要（開業日、事業内容、年間売上高等）

⑨ 確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3か月以内のものに限る。）

（2）提案対象

本公募要項に基づき提案すること。

（3）提案書作成時の留意事項

提案書の作成に当たっては、次の点を遵守すること。

なお、別表2に掲げる審査項目を確認し、各項目について審査・評価が可能な形で提案すること。

ア 様式2「提案書及び提案書概要版」を使用し、次の項目の順に全てを記載すること。

作成に当たっての詳細は、様式2を確認すること。

項目1	財務状況及びマイクログリッド・EMS等の導入実績・事業主体
項目2	マイクログリッド構築に係る前提整理
項目3	実施内容：事業計画・取組内容
項目4	実施内容：電力融通・強靱性に対する評価
項目5	実施内容：将来性・採算性
項目6	形成したマイクログリッド及び設置した設備の効果検証
項目7	広報資料及び報告書の作成
項目8	事業実施計画-1（スケジュール及び体制）
項目9	事業実施計画-2（工法・安全対策・保守管理）
項目10	費用（全体、各年度）
項目11	その他（創意工夫・地域貢献の取組・その他特筆事項）

イ 資料は全てA4版とすること。

ウ 表紙を付け、表題として「「マイクログリッド形成推進事業」に関する提案書」と記載すること。

エ 目次及びページ番号を記載すること。

オ 使用する言語は日本語とすること。

カ 提案書は7部作成し、1部のみに社名、担当部署及び責任者名を表紙に記載すること。

（4）提案書概要版作成時の留意事項

提案書の概要をまとめた提案書概要版を「PowerPoint2016」以上を使用して作成すること。

表紙を付け、表題として「「マイクログリッド形成推進事業」に関する提案書」と記載すること。（3）アの項目を各1スライドにまとめ、合計11スライドとし、右下にページ番号を記載すること。

(5) 提出方法・提出部数

4 (1) ①から⑨までの順で作成し、以下の指定に基づき、電子ファイル及び紙の両方により、10の提出先あて、提出すること。

なお、提出した提案書は、書換え、引換え及び撤回することはできない。

また、提出された資料は返却しない。

ア 電子ファイル提出

電話でファイル容量・ファイル件数等にかかる提出確認の連絡をした上で、電子メール又は都が指定するファイル交換システムにより、10の宛先に提出すること。

都はファイル受理後、ファイル受信の旨のメール送信を行う。

提出から24時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。）を除く）が経過しても受信確認メールが到達しない場合は、再度電話連絡を行うこと。

イ 紙提出

郵送を原則とし、やむを得ない場合は持ち込みによる提出も可とする。

持ち込みによる提出の場合は、事前に電話連絡をした上で、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。）を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に来庁すること。

提出部数は7部とする。ただし、4(1)に掲げる添付書類④から⑨は各1部とする。

(6) 提案受付期間

ア 電子ファイル提出期間

令和7年7月11日（金曜日）から同年8月8日（金曜日）午後4時まで（必着）

イ 紙提出期間

同上

なお、持ち込みによる提出の場合は、電子ファイル提出が上記アの期限内になされていることが確認できた場合に限り、令和7年8月12日（火曜日）午後4時必着とする。

5 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査の手続

ア 都は、応募者及び応募内容について、マイクログリッド形成推進事業審査委員会（以下「委員会」という。）において審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる実施事業者及び事業を1者選定する。

イ 提案内容について、委員会に先立ち、応募者に確認を行うことがある。

ウ 選定可能な事業者がいなかった場合は、実施事業者なしとすることがある。

(2) 審査方法

応募者から提出された提案については、委員会において、提案内容が2(3)に定める実施内容に合致しているかどうか審査するとともに、応募者が提案する事項について別表2に掲げる審査項目ごとに審査内容及び視点に基づき審査し、総合的に評価する。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。
- ② 審査の結果、本事業を実施するものとして提案が採択された応募者は、都と協定を締結し、協定に基づき本事業を行う。

(4) 選定結果の取消し

都は、実施事業者を選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定を締結しない場合など、実施事業者がこの要項に定める手続に違反したときは、実施事業者の選定を取り消すことができる。

6 資料の閲覧及び質問の受付

(1) 資料の閲覧

応募者は、令和6年度に事業終了した都の事業「南大沢地区における再エネ由来水素を活用したVPPモデル事業」の実証データを閲覧することができる。閲覧を必要とする応募者は、4(6)アの提案受付期間（ファイル提出期間）の間に、10の宛先に電子メールにて閲覧の意思表示を行うとともに、併せて電話でメール送信確認の連絡をすること。

(2) 質問の受付及び回答

本要項の内容等について質問がある場合は、様式3「質問書」に必要事項を記入の上、提出すること。質問書の提出方法及び受付期間は、次のとおりとする。

① 提出方法

電子メールにて10の宛先に提出し、電話でメール送信確認の連絡をすること。

② 受付期間

令和7年6月30日（月曜日）から同年7月8日（火曜日）まで

質問に対する都からの回答は、質問者名を伏せた形で、令和7年7月10日（木曜日）に、本事業に係る都のホームページに掲載する（質問者への文書、メール等による個別の回答は行わない。）。

7 財産の管理及び処分

実施事業者は、協定に基づく都の費用負担により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（協定に基づく本事業の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することという。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 取得財産等については、協定で定める処分制限期間において、善良な管理者の注意をもって管理し、本事業の目的に従ってその効率的な運用を図ることとし、処分をしてはならない。
- (2) 実施事業者は、処分制限期間内に、取得財産等の処分をしようとする場合は、協定に基づき、あらかじめ都の承認を受けること。
- (3) (2) の承認にあたり、都は、取得財産等の処分に係る費用の一部返還を求める場合がある。
- (4) 実施事業者は、(3) により費用の一部返還請求を受けた時は、これを都に納付しなければならない。

8 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

- (1) 資金調達、物価及び金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクは、実施事業者の負担とする。
- (2) 実施事業者は、2 (4) ②の実施事業者が担当する業務において、全ての責任を負うものとする。
- (3) 実施事業者は、本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する実施事業者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じなければならない。
- (4) 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、実施事業者は、都と協議の上、具体的な改善策を実施すること。
- (5) 本事業は、令和7年度から令和10年度までの4か年度実施することを想定しているが、令和8年度以降令和10年度までの東京都予算において本事業に係る予算が認められず本事業を実施しない場合において、実施事業者が既に負担した費用や機会損失について、都は負担しない。

9 その他

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出物は返却しない。
- (3) 採用された提案に係る提出物の所有権及び全ての著作権は応募者に帰属するものとする。

なお、提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合においては、当該著作物に係る一切の権利処理は、実施事業者の費用及び責任において行うものとする。

また、採択された提案書の内容について、都は応募者の了承を得た上で、都の広報物その他施策説明資料等への掲載を行うことがある。

(4) 応募書類の提出後に本事業への応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出すること。

(5) 個人情報の取扱いについて、別紙2「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様」を遵守すること。

10 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール（送信にあたっては、受信確認のため、併せて電話連絡を行うこと）で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課

エネルギーマネジメント担当

E-mail : S0291502@section.metro.tokyo.jp

電話番号（直通）：03-5388-3915

(別表 1)

種別	使途内容
調査費	本事業の実施に必要な調査費 (ただし、都との協定締結後に生じた経費であることが確認できるもののみ)
設計費	本事業の実施に必要な設備の設計費
設備導入費	本事業の実施に必要な設備の購入費
工事費	本事業の実施に必要な工事費
システム構築費	本事業の実施に必要なシステムの設計、開発及び初期設定に要する経費
次に掲げる経費については、都が負担する事業費用の対象としない。 一 マイクログリッドの構築に直接必要な経費であることが確認できない人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費 二 本事業の実施に必要と認められない経費 三 領収書等により事業期間中かつ対象年度中の支払の事実が確認できないもの 四 本事業の実施期間外に使用した経費（協定を締結した日以前及び原則として令和 11 年 4 月 1 日以降に使用した経費）	

(別表 2) 別紙のとおり